

会 議 結 果 報 告 書

令和5年11月16日

会議の名称	令和5年度志木市国民健康保険運営協議会（第3回）
開催日時	令和5年11月16日（木） 13時30分～15時40分
開催場所	志木市民会館会議室2
出席委員	中村 勝義会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員、小野 司委員、金子 純子委員、相神 和子委員、細沼 明男委員、保坂 禎斉委員、木村 初子委員 (計 9人)
欠席委員	蓼沼 寛委員、鎌田 昌和委員、鳥飼 香津子委員 (計 3人)
説明員	(保険年金課) (健康政策課) 奥田課長、砂井主査、前島主任 清水課長、本間主査 (計 5人)
議題	議 題 (1) 国民健康保険税率について (2) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について (3) 令和5年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について (4) 第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期志木市特定健康診査等実施計画について (5) その他
結 果	議題（1）～（4）について説明 (傍聴者 なし)
事務局	(子ども・健康部) 近藤子ども・健康部長 保険年金課：奥田課長、砂井主査、前島主任 健康政策課：清水参事兼課長、安形主幹、小林主査、本間主査、菅谷主査 (計 9人)
審議内容の記録（審議経過、結論等）	

1 開 会

2 議 題

(1) 国民健康保険税率について

＜説明＞

(資料1-1～資料1-3)

資料1-1は、見直し案及びモデルケースにおける影響額で、税収が5,000万円及び1億円増額した場合に加え、7,000万円及び8,000万円増額した場合を追加した。7,000万円増と8,000万円増を比較すると、所得額0円では、影響額に差がなく、所得額100万円では、最大700円程度の差と所得額100万円以下の世帯では、ほぼ差が見られないということが分かった。

次に資料1-2は国保被保険者構成をまとめたもので、本市においては単身世帯が9月末現在で6,433世帯と全体の7割近くを占め、また、所得額100万円以下で固定資産税のない世帯が、3,649世帯と約4割を占めていることが分かった。つまり、見直した場合に最も影響を受けるのは、これらの階層の方々ということとなる。

資料1-3は、本市における財政の見通しで、税収8,000万円以上増額の見直しを毎年度継続することにより、令和8年度以降に法定外繰入の全額繰り戻しが可能になるのではないかと考えられる。

＜質疑応答＞

委 員) 被保険者構成において最も多い、所得額100万円以下の単身世帯においては税収7,000万円増と8,000万円増ではほぼ影響額に差はないとの説明であったが、それ以外の世帯についてはどう考えるか。また、今後の財政見込が提示されているが、法定外繰入は0円にする必要があるのか。

説明員) 被保険者のうち多数を占める低所得者層においては、影響はほとんどないと思われる。所得が高くなれば影響額に差は出てくるが、影響額を高く感じるか否かは個人の価値基準に基づくものとする。法定外繰入については県の運営方針では解消が目標となっているが、予算額においてなくすのは難しいと思う。本市では決算の時点で繰越金を活用することによって解消を図ってきた。

委 員) モデルケースにおける所得額500万円の世帯の場合、8,000万円税収増のパターンで最大6万円程度の影響が出るがどう考えるか。また低所得の場合には軽減が適用されると思うが。

説明員) 資料は法定軽減も加味した上で作成しているが、あくまでモデルケースである。負担感を実際の被保険者の価値基準によるが、本会が方向性を示す上で、参考となる資料として提示した。なお、参考として実際の被保険者における見直しを実施した場合の

平均影響額は、税込 7,000 万円増で年間約 7,200 円、8,000 万円増で約 8,000 円となる。

委員) 見直しは資産割と平等割を引下げ、所得割と均等割を引き上げる方向で進めると思うが、資料では示すことができないような影響がある世帯もあるのでは。

説明員) 資料で示したとおり被保険者が 9 人の世帯が本市に 1 世帯ある。標準保険税率とした場合、均等割だけで年間 40 万円となる。実際には軽減も適用されるため、影響が抑えられる場合もあるが、均等割の増額により、影響が大きくなる場合もあることは理解している。

会長) 本会では、7,000 万円増がよい、あるいは 8,000 万円増がよいと決めるのではなく、今のような質疑を繰り返す中で、今後の国保の方向性を提案できればよいと思う。例えば、県の目標がある中で、いずれは 2 方式にする必要性はあると思うが、いきなり標準保険税率では増額幅が大きいの、ある程度段階を経るのがよい等、答申に反映できるように委員の皆様からご意見をいただきたい。

委員) そもそも被保険者の国保税の年間の負担額はどれくらいか。また、国保税は基礎課税分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で構成されているとのことだが、その仕組みについて聞きたい。

説明員) 目安の一つであるが、本市における 1 人当たり年間調定額はおよそ 10 万円である。また、基礎課税分は主に医療給付の財源となる等、国保制度運営の中心となるもので、後期高齢者支援金等分は後期高齢者医療制度に、介護納付金は介護保険制度に対して交付する財源となる。

委員) 高齢社会が進む中で、後期高齢者医療支援金等分や介護納付金分も増加すると見込んだ案となっているということか。

説明員) 後期高齢者医療及び介護保険の被保険者が増加していく中で、納付金も増加していく可能性があるという県も分析している。事務局としても今後納付金が増加した場合ということを見込んで案を提示した。

会長) 後期高齢者や介護保険被保険者が増加し、また医療の高度化によって医療費支出が増加する中で、本来の税込のみで財源を確保できればよいが、何もしなければ、事務局の説明のとおり一般会計からの繰入は増加していき、それはいずれ市民に跳ね返ってくる。本会は具体的な回答を出す場ではないが、見直すに当たり市は妥当な率を設定して欲しい。

委員) 後期高齢者医療や介護保険制度に対する支援をする仕組みを教えて欲しい。医療費分のみで制度が完結できればよいと思うが、高齢化が進む中で、保険税は上がるものということは仕方がないことだと思う。

説明員) 後期高齢者医療制度においても子育て支援の財源として出産育児支援金を保険料の一部に徴収する予定があるように、各保険制度は相互扶助の理念に基づく社会保障制度であるため、単にその制度の対象者のみの医療費として徴収されるのではなく、国

策に基づく制度として連綿と継続しているものと認識している。

会 長）先日国保連主催の全国大会において国に対して陳情を行ってきたが、保険制度は、項目の有無に拘わらず、子育て支援等の制度に対する支援金が保険税の中に含まれていることも念頭に、見直しをするにあたっては、どのように実施していくのか、毎年見直すのか、2方式にはいつ移行するのか、一旦3方式とするのか等、事務局からどのような提案が示されてもいように委員の皆様にも心づもりをしていただきたいと思う。

説明員）次回の本会議にて答申案をまとめていきたい。ご承知のとおり県が2方式を目標としている以上、本市においても令和9年度には2方式とするのが妥当と考える。事務局として今後もしっかりと委員の皆様に提案していきたい。

委 員）見直しに伴い急激に税額が増加する世帯に対する救済制度は考えているか。そもそも急激な増加はないという想定か。

説明員）税率を見直した大きな改正は、平成31年度以降実施していないが、その際は税の減免ではなく、多子世帯応援給付金という給付制度により、子育て支援の一環とするとともに、負担感の軽減を図った。国保制度においては制度上、国の基準を超えて独自に一律に減額賦課ができないことになっており、また例えば同じ世帯構成であったとしても各個人の年齢等により、家庭の経済的負担感は異なると考えられることから、そのすべてに対応することは難しいものとする。このため、市としては、段階的に見直すことにより急激な税額の増加と負担感を抑制していきたい。

委 員）被保険者が減少している中で、歳入の保険税収入も減少するのは理解できる。しかし税率を引き上げるのみでは、市民の理解が得られず、結果として住みにくい市になってしまうのではないかと。サービスの低下にならないような適正な支出をしていくことも必要であり、また見直す際には、市民への周知も必要であると思う。

委 員）周知をする際はわかりやすい表現にして欲しい。納税通知書等、内容が難しいと感じる時がある。

説明員）周知に当たっては、広報紙等の媒体を用いることになると思うが、分かりやすい表現に努めたい。また、財務検証を毎年行い、適正な財政運営に努めていきたい。

委 員）被保険者側にとっても適正な受診を心がける必要があると思う。子どもの医療費が補助により無料となっている反面、それ程必要がないと思われる受診も増えることもあると聞いたことがある。

委 員）不要な薬が処方されることもあると聞いたことがある。

説明員）市としても適正受診について啓発をしており、また、過度、不適正な受診を抑制する仕組みもある。制度によって完全にそれら無くすのは難しいが、今後も善処していきたい。

委 員）相互扶助の精神は重要であると思う。

会 長）周知に当たっては、適正医療や健康づくりの大切さもあわせて、わかりやすく

伝えて欲しい。

(2) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

<説明>

(資料2)

本条例改正は、子育て世帯の経済的負担軽減を図るために、出産被保険者に対する国民健康保険税の減額制度を新設するもので、改正により、出産被保険者の国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の所得割及び均等割税額が産前産後期間分免除される。産前産後期間とは、単胎妊娠の場合、出産予定日の属する月の前月から翌々月までの4か月、多胎妊娠の場合、出産予定日の属する月の三月前から翌々月までの6か月となっている。また、低所得者に対する均等割軽減の対象になっている場合には、7割、5割、2割の軽減がされた後の税額から、さらに産前産後期間分免除となるように減額する。本制度の適用にあたっては、納税義務者及び出産被保険者等が住所、氏名、出産予定日等を原則届出する必要があるが、市がその事実を確認することができる場合には、届出が省略できる。施行日は、令和6年1月1日となり、令和5年11月以降に出産した被保険者から本制度の対象となる。

<質疑応答>

委員) 死産等も対象となるのか。

説明員) 早産、死産、流産の場合も対象となる。

(3) 令和5年度志木市国民健康特別会計補正予算（第2号）（案）について

<説明>

(資料3)

本補正は、歳入歳出それぞれ2億2,087万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億5,198万7,000円とするもので、歳入の保険給付費等交付金については、歳出における療養給付費の増額補正に伴う普通交付金の増額及び出産被保険者に対する産前産後期間の保険税免除措置に係るシステム改修費用の財源として特別交付金の増額をするものである。歳出の一般管理費については、出産被保険者に対する産前産後期間の保険税免除措置の実施に伴い、システム改修費用77万円を増額し、一般被保険者療養給付費については、今年度の支出見込み額が当初予算額を上回ることとなったため、不足額を増額するものである。なお、歳出の一般管理費及び療養給付費ともに、財源として全額が県から保険給付費等交付金として交付される。

<質疑応答>

委員) 今回2億2千万円程度補正するとのことだが、それだけ医療費支出が増加した

ということか。

説明員) ご指摘のとおりであるが、本市の医療費の歳出予算は県から提示された医療費見込額に基づき当初予算に計上しているため、ほぼ例年この時期に不足分を補正している。

(4) 第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)

及び第4期志木市特定健康診査等実施計画について

＜説明＞

(資料4)

県国保連より提示されたひな形に基づき、前回の会議にて示した素案より構成を変更し11章編成とした。本市の現状と課題を第2章と第3章にそれぞれ章建てし、第6章に課題を解決するための個別保健事業を記載した。今後、本素案は県の助言を反映し、次回の会議で再度お示ししたい。年明けには計画案として決定したいので、本協議会での審議は今回と次回の2回の予定である。来年1月開催予定の本協議会では完成版としてご提示したい。内容については、5ページ「4 実施体制」に各機関がどのような役割を持っているか追加した。82ページ「1 事業の全体像」に計画全体における目標を設定した。目標となる柱を8つにし「①生活習慣・健康状態の把握」「②特定健診受診率向上対策」「③がん検診受診率向上対策」「④生活習慣病予防対策」「⑤重症化予防対策」「⑥医療費の削減・適正化対策」「⑦介護予防の推進」「⑧こころの健康づくり」とした。100ページからはこれら8つの柱における個別保健事業について、前計画からの考察、目的、具体的内容、目標値を記載している。

＜質疑応答＞

委員)「ポリファーマシー」「重複多剤服用」等、各計画における固有名詞の表現は統一した方がよいのでは。また、いろは健康21プラン等、他計画との関連性はどのようなになっているのか。

説明員) 素案内にも計画の位置付けを記載しているが、本計画は国民健康保険被保険者を対象としており、いろは健康21プランは市民全体を対象としている。各計画とも整合性は図っている。

委員) 本計画の対象は75歳までか。

説明員) 本計画の対象は74歳までの国民健康保険被保険者であり、75歳からは後期高齢者医療保険該当となる。本計画では国保から後期まで切れ目なく保健事業を実施することで、介護予防に努めていただけるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の促進として「介護予防の推進」に位置付けた。

委員) 後期高齢者医療における、このような計画は別にあるということか。

説明員) 後期高齢者医療における計画は県の後期高齢者医療広域連合が作成している。

委員) 17 ページ「第2期計画の評価」において「生活習慣の改善」の項目の中に【食育の推進】という項目があるが、低栄養の方に対する対策も力を入れて欲しい。

(5) その他

<質疑応答>

質疑無し

3 閉会